

# 被扶養者認定取扱い要綱等の一部を変更します

被扶養者認定は、地方公務員等共済組合法や健康保険法などの関係法令に示されている基準等を参酌して、本組合において被扶養者認定取扱い要綱及び取扱い基準により細目を定め、組合員や認定対象者に必要かつ十分な要件を満たしているかを審査しているところですが、実際の被扶養者認定ではさまざまなケースが考えられ、本来被扶養者の資格のない者を認定する懸念があります。

このことは、医療費の増嵩や高齢者医療制度への拠出金増加につながり、それに伴い短期財源率の上昇を招くことで組合員の皆さんから徴収する掛金及び所属所からの負担金の増加への一因となります。

短期給付財政安定化計画に則り被扶養者認定の適正化を図るため、他府県市町村職員共済組合及び健康保険組合の被扶養者認定基準等を参考に、本組合の被扶養者認定取扱い要綱及び取扱い基準の一部を変更し、平成25年4月から施行することになりましたのでお知らせいたします。

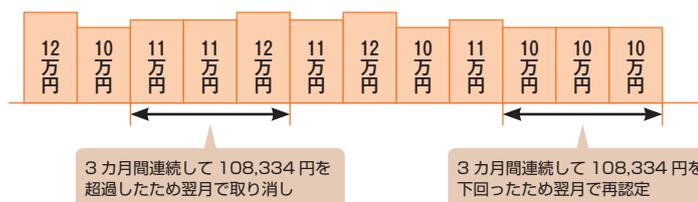
変更内容の詳細については、次のとおりとなっています。

## 1. 認定対象者の収入の取扱いについて

### (1) パートやアルバイトにおける給与収入の捉え方について

毎月の給与月額が108,334円を3カ月連続して超えた場合、4カ月目の初日をもって認定取消となります。

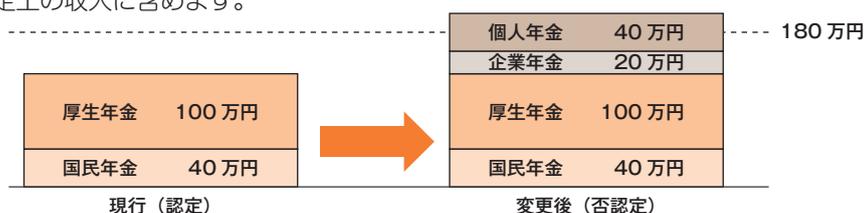
ただし、**勤務される方の勤務条件（給料額・勤務時間・勤務日数等）から1カ月あたりの給与月額を推計した結果、明らかに108,334円を超えることが見込まれるような場合には、3カ月間の経過を見るまでもなくその時点から認定取消となります。**



※ 3カ月連続して108,334円を超えていない場合であっても、1年以内の給与収入の合計額が130万円を超えた場合は、超えた月の翌月初日をもって認定取消となります。

### (2) 年金収入の範囲について

国民年金、厚生年金及び共済年金等の公的年金に加えて、企業年金や個人年金等の私的年金についても、恒常的収入であることから認定上の収入に含めます。



### (3) 事業所得（営業、農業、不動産所得等）における必要経費の範囲について

被扶養者とは、「主として組合員の収入により生計を維持されている方」をいいます。その一方で従業員を雇い、その方の生計を維持することとなる「給料・賃金」については、認定上の必要経費と認めないこととなります。

## 2. 別居の場合の取扱いについて

### (1) 仕送り事実の確認について

別居の被扶養者を認定する際に、「主として組合員の収入により生計を維持されていること」について、組合員が別居している者の生活を経済的に支えていることを客観的に判断するために、**今後仕送りの事実及び仕送り額の確認**を行っていきます。

なお、仕送り方法については**金融機関からの送金処理によるものとし、現金の手渡し等仕送り額が客観的に確認できないものは認められません。**

## ● 仕送り額の基準

- ・月額 35,000 円以上で、かつ認定対象者（別居の認定対象者と同居している者を含む）の総収入（組合員からの仕送り額を含む）の  $1/3$  以上
  - ・日常生活の支援であることから、経常的かつ持続的であることが条件となり、原則として毎月仕送りをしていることが必要
- \* 仕送り額は、認定限度額に含めません。

## ● 具体的事例

**事例 1 認定対象者に収入がある場合**

父 (収入額：90 万円) ← 年間 48 万円 (月 4 万円) 送金 組合員

父の総収入 138 万円 (父の収入 90 万 + 仕送り額 48 万円) の  $3分の1$  (138 万円 ÷ 3 = 46 万円) 以上の仕送りをしているため、認定可能

---

**事例 2 認定対象者に収入がない場合**

父 (収入額：0 円) ← 年間 42 万円 (月 3 万 5 千円) 送金 組合員

最低限度額の月 35,000 円以上の仕送りをしているため、認定可能

---

**事例 3 認定対象者が複数人ある場合**

父 母 ← 年間 109 万円 (月 90,834 円) 送金 組合員

2 人世帯 (収入額：父 120 万円、母 80 万円)

父母の総収入 309 万円 (120 万 + 80 万 + 109 万円) の  $3分の1$  (309 万円 ÷ 3 = 103 万円) 以上の仕送りをしているため、父母とも認定可能

---

**事例 4 収入のある者が同居している場合**

父 母 ← 年間 60 万円 (月 5 万円) 送金 組合員

2 人世帯 (収入額：父 240 万円、母 0 円)

世帯の収入合計 (240 万円) ÷ 2 = 世帯 1 人あたり 120 万円の収入。父母世帯の 1 人あたりの総収入 180 万円 (120 万 + 60 万円) の  $3分の1$  (180 万円 ÷ 3 = 60 万円) 以上の仕送りをしているため、母は認定可能

---

**事例 5 仕送りを現金で手渡している場合**

母 (収入額：60 万円) ← 年間 48 万円 (月 4 万円) 手渡し 組合員

母の総収入 108 万円 (母の収入 60 万円 + 仕送り額 48 万円) の  $3分の1$  (108 万円 ÷ 3 = 36 万円) 以上の仕送りをしているため、送金額の規準は満たしているが、**手渡しのため認定不可**

## (2) 別居の認定対象者に同居者がいる場合の取扱いについて

別居している認定対象者と同居している者に、続柄上組合員と同順位者（父母を認定対象者とする場合の兄弟等）がいる場合、原則として同居している者を組合員よりも優先して扶養すべき者として取り扱うこととし、被扶養者として認定を行わないことといたします。（組合員が主たる扶養者と本組合が判断した場合を除く）

具体的には以下の事例のとおりとなります。

**事例**

父 母 弟 組合員

3 人世帯 (収入額：父 120 万円、母 80 万円、弟 300 万円) 組合員 (収入額：600 万円)

弟の収入は組合員よりも低収入であるが、父母弟の総収入 500 万円が、父母弟に適用される認定限度合計額の 390 万円 (130 万円 × 3) を超えているため、3 人で生活可能と判断し、組合員の被扶養者とはしない。

## 3. その他

今回の被扶養者認定取扱い要綱等の一部変更による新しい認定基準は、平成 25 年 4 月 1 日から適用します。

なお、認定中の被扶養者については、平成 25 年度の被扶養者資格継続調査時に確認を行います。その結果認定取消となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。